

令和5年度 町県民税申告

申告予定者数を考慮して地区ごとの相談日を設定しています。ご都合が悪い場合は対象地区以外の日程でも申告できますが、**対象地区優先案内となりますのでご理解の方をお願いします。**また、終期になると大変混みますので、お早めにお越し下さい。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策として、マスク着用及び受付時に検温を実施します。37.5℃以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときは、申告相談をお断りさせていただくことがあります。発熱等の症状のある方や体調がすぐれない方は、無理せずに後日あらためてお越しください。ご理解とご協力をよろしくをお願いします。

■申告受付時間 ※混雑状況によっては、11時を待たずに午前の受付を終了する場合があります。

午前	8:30 ~ 11:00
午後	13:30 ~ 16:00

■申告受付日程表

期日	受付地区	会場
2月16日	木 全地区	久米島町役場 (終日)
2月17日	金 宇江城、比屋定、阿嘉	
2月20日	月 真謝	
2月21日	火 宇根、真泊、泊、奥武	
2月22日	水 謝名堂、イーフ	
2月24日	金 比嘉、真我里	
2月27日	月 銭田、島尻、山城	
2月28日	火 儀間	
3月1日	水 嘉手苅、大田	具志川改善センター (終日)
3月2日	木 兼城、仲泊	
3月3日	金 仲泊、烏島	
3月6日	月 北原、大原	
3月7日	火 山里、上江洲	
3月8日	水 久間地、西銘	
3月9日	木 仲村渠、具志川、仲地	
3月10日	金 全地区	久米島町役場 (終日)
3月13日	月 全地区	
3月14日	火 全地区	
3月15日	水 全地区	

沖縄税理士会「申告無料相談会」のお知らせ

複雑な申告を要する方は、税理士による「無料相談会」にお越しいただき申告されるようになります。

期日	午前	午後	場所
2月20日 月	10:00~11:30	13:00~16:00	久米島町役場
2月21日 火	9:00~11:30		

【対象者】※必要書類等は北那覇税務署へ事前にご確認ください。

- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 株式や損失等の複雑な申告を要する方
- 消費税の申告をされる方 など

税理士相談会にお越しいただけない方は、北那覇税務署へ直接申告相談されるようお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、相談会が中止になる場合もありますので、予めご承知おきください。

お問い合わせ先：北那覇税務署 ☎877-1324

お願い

- 必要経費や医療費控除の取支内訳の計算は相当時間がかかります。領収書などは事前に整理し、計算してお越し下さい。
- 3月16日から5月31日までの期間は新年度課税の準備を行うため、申告相談を中断します。期限内での申告をお願いします。
- 具志川改善センターで申告相談所を開設する期間は、職員が出向いて対応しますので、仲里庁舎での申告は出来かねますのでご了承ください。

★マイナンバー記載について

平成28年分の所得申告からマイナンバーの記載が義務付けられています！

- 申告の際にマイナンバー確認と身元確認を行いますので、下記(ア)の書類をご持参下さい。

申告に必要なもの

- (ア)マイナンバーが確認できるもの ※マイナンバー(個人番号)確認と身元確認を行います。
- * マイナンバーカードをお持ちですか？
- | | |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------|
| お持ちの方 | マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。 |
| お持ちでない方 (①②を持参) | ①番号確認書類 マイナンバー通知カード
②身元確認書類 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどのうちいずれか1つ |
- (イ)収入・経費を証明できるもの
- * 給与所得、公的年金所得の方は、源泉徴収票または給与支払者の証明書など(扶養する家族の分を含む)
 - * 事業所得(農業、漁業、営業等)の方は収入や必要経費などを確認できる書類(収支内訳書、領収書、販売証明、購買証明など ※ご持参いただけない場合、申告受付できません。)
- (ウ)所得から控除する額を確認できるもの
- * 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、損害保険料などの領収書または支払証明書
 - * 医療費控除を受けられる方は、その領収書や補てん金(高額医療、医療保険など)を確認できる書類
 - * 障害者控除を受けられる方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
 - * 寄付金税額控除を受けられる方は、寄付金の領収書
- お問合せ：税務課 985-7127